

議案第 8 号

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 2 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例（平成 1 2 年墨田区条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 8 条第 1 7 項」を「第 8 条第 1 8 項」に改める。

別表墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンターの項を削る。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区立施設配置の見直しに伴い、墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンターを廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。